

坂井地区医師会ヘルパーステーション

運 営 規 程

平成12年4月1日制定

令和5年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この運営規程は、坂井地区医師会（以下「医師会」という）が実施する指定訪問介護事業、指定介護予防訪問介護事業（以下「事業」という）の適正かつ効果的な運営を図るために定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 医師会が開設するヘルパーステーションが行う事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定めヘルパーステーションの訪問介護員等が要介護又は要支援状態等となった利用者に対し、居宅においてその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条

1. 訪問介護員等は、在宅の要介護又は要支援状態等となった利用者の心身の特性を踏まえその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保を重視した訪問介護を提供する。
2. 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な居宅介護サービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

名称 坂井地区医師会ヘルパーステーション

所在地 福井県あわら市東善寺5-27（坂井地区医師会館内）

(利用対象者)

第5条 利用対象者は、あわら市及び坂井市内の65歳以上の方及び40歳以上で特定疾病をもち、要介護認定の結果「要支援Ⅰ・Ⅱ」「要介護」と認定された者、また65歳以上の方で「事業対象者」と認められた者とする。

(通常の事業の実施区域)

第6条 通常の事業の実施区域は、主にあわら市、坂井市とする。

(営業日及び営業時間)

第7条 ヘルパーステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日
 2. 休業日 日・祝祭日
12月30日～翌1月3日、8月15日～16日
 3. 営業時間 8:30～17:30
- * ただし、休業日訪問や営業時間外訪問(7:00～21:00)については、相談に応じる。
4. 連絡体制 電話等により、常時連絡が可能な24時間対応とする。

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第8条 ヘルパーステーションに勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者1名(常勤)(介護福祉士)
管理者は、ヘルパーステーションの従業者の管理業務・サービス実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
2. サービス提供責任者(介護福祉士)2名
指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービス内容の管理と実施状況の把握を行う。
3. 訪問介護員等(介護福祉士、またはホームヘルパー1級、2級の修了者)
常勤換算2.5名以上
居宅において入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活の世話、福祉に関する相談助言などを行う。

(指定訪問介護・指定介護予防訪問介護の内容)

第9条 指定訪問介護の内容は次の通りとする。

1. 身体介護に関すること
利用者の身体に直接接触して行う介助(排泄の介護、入浴の介助、食事介助、衣類着脱の介助、その他日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう)
2. 生活援助に関すること
単身世帯の利用者又は家族が障害、疾病などの理由により家事を行うことが困難な方に対して行う援助(調理、洗濯、掃除、買い物などをいう)

(利用料金)

第10条

1. 法定代理受領サービスとして指定訪問介護、又は指定介護予防訪問介護を提供した

場合の利用料金は、厚生労働大臣が定める基準及びは「坂井地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業及び通所事業の支給費の額等を定める要綱」によるものとし、利用者の自己負担額は「介護保険負担割合証」に記載された額とする。

2. 交通費は、第6条に定める通常の事業実施区域の場合は、無料とする。なお、通常の事業実施区域を越えてサービスを提供した場合で、その地域が厚生労働大臣の定める「中山間地域等」に該当するときは、所定の利用料金の5%に相当する額を加算する。
3. 利用者及びその家族の都合により、前日の午後6時までに連絡が無く、それ以降に利用中止を申し出た場合には1250円のキャンセル料を徴収する。
ただし、利用者の容態の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。また、介護予防指定相当訪問型サービスの利用料が月単位定額の場合にはキャンセル料は徴収しない。

(事故発生時の対応)

第11条 事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行う。

(緊急時等における対応)

第12条

1. 訪問介護員等は訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態の生じた時は、必要に応じて臨時の応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な対処を行う。
2. 訪問介護員等は、前項においてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
3. 緊急時に備え、常時当該施設内及び医療機関（かかりつけ医）・家族・その他の関係機関等との連携体制のもとに行動する。

(感染予防対策)

第13条

事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓

練を定期的実施する。

(サービス提供困難時に対する対応)

第14条 サービス提供困難時の対応については、利用者の希望を考慮して、他の事業所に丁寧に紹介して対応する。

(秘密保持等)

第15条

1. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

(その他の運営についての留意事項)

第16条

1. ヘルパーステーションは、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また業務体制を整備する。

採用時研修	採用後1ヶ月以内
継続研修	毎月1～2回
3. 事業所の円滑な運営を図るため、当該事業所内に委員会を設置し、諸問題についての十分な協議を行う。
4. 緊急時に備え、当該施設内及び医療機関・家族・その他関係機関との連携体制を整えておく。
5. 介護の展開に当たっては、利用者はもとより家族も含め安心して毎日の生活が過せるように明るく信頼に結びつく介護の提供に心がけるものとする。そのために職場環境も合わせて追求していく。
6. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は坂井地区医師会会長・ヘルパーステーション部会長・ヘルパーステーション管理者との協議に基づいて定める。
7. ハラスメント
事業所は、適切な事業サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第17条

苦情処理の窓口は事業所受付とし、苦情処理マニュアル(別紙)に基づき、担当者(サー

ビス提供責任者)が迅速に対応する。

(虐待防止に関する事項)

第18条

1. 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の次号に掲げる措置を講じる。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市に通報する。

(業務継続計画の策定等)

第19条

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

附則 この規定は、令和5年4月1日から施行する。

平成31年2月1日 第1条 趣旨内容変更 第10条 自己負担額記載内容

平成31年4月1日 第8条 職員の職種、員数、及び職務内容

令和3年1月1日 第10条 営業日の変更

令和5年4月1日 第13条 感染予防対策内容変更 第18条 虐待に関する事項内容変更

第19条 業務継続計画の策定等追加

その他の運営についての留意事項(ハラスメント)追加